

筑紫野市ふれあい農園借受確認事項

市と借受者は、下記の事項について確認する。

記

貸付条件（禁止事項）

- ・ 農園や周辺に倉庫等の建物又は工作物を設置すること。
- ・ 営利を目的とした農作物等を栽培すること。
- ・ 第三者に転貸すること。
- ・ 農園を損傷し、又は汚損すること。
- ・ 隣地との境にある畦畔や土手を崩すなど、土地の形状を変更すること。
- ・ 指定された場所以外（道路や私有地等）に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- ・ 募金等これらに類する行為をすること。
- ・ そのほか、管理上必要な指示に反する行為をすること。
- ・ 農作物の栽培以外の用途で使うこと。
- ・ 永年性作物、果樹類を栽培すること。
- ・ 市が設置している倉庫で農薬、化学肥料等を保管すること。
- ・ 使っていないビニール紐、支柱等の園芸資材を放置すること。
- ・ 農園（特に隣地との境にある畦畔や土手の上）や周辺に、草、農作物の残渣、肥料の袋その他のごみを捨てること。
- ・ 農園や周辺で野焼きすること。
- ・ 農園周辺の水路等で水を汲んだり、洗い物をしたりすること。
- ・ 他の借受者及び農園周辺住民への迷惑となるような行為をすること。

注意事項

- ・ 農園や周辺に設置している杭を、抜いたり移動したりしないこと。
- ・ 区画の番号札を、区画外に出さないこと。
- ・ 肥料を使用する際は、しっかり覆土すること。

- ・ 区画及び周辺通路等の除草に努め、清潔保持のため他の借受者と協力すること。
- ・ 契約期間内に収穫できるよう計画的に栽培し、期間満了までに農作物及び園芸資材等（特に農業用マルチシート）を撤去すること。
- ・ 耕作できない事情が生じたとき、又は転出その他の理由により区画の借受を中止するときは、直ちに契約の解除を市へ申し出ること。
- ・ 市内転居するときは、直ちに新しい連絡先を市へ申し出ること。
- ・ 禁止事項のいずれかに該当する行為を行ったときは、市は契約を解除し、原状回復や損害賠償を求めることができる。
- ・ 正当な理由がなく1年以上耕作しないとき、又は適切に管理されていないと判断されるときは、市は契約を解除することができる。
- ・ 契約期間が終了したとき、又は市に契約を解除されたときは、速やかに、区画を原状に復し、返還しなければならない。
- ・ 既に納めた賃料は、還付しない。
- ・ 天災、盗難及び病虫害等による損害について、市は一切その責任を負わない。
- ・ 他の借受者とトラブルが起きないように努めること。トラブルが起きた場合は、当事者間で解決を図るものとする。
- ・ 市が設置している倉庫で農機具を保管すること。